

中国における第2次国内戦争時期の土地改革分析

The Land reform analysis at the second country war time of China

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

葛 建 廷

Ge jianting

1. 毛の土地革命路線の成立
2. 例としての陝西の農村
 - 2.1 土地革命の発展過程
 - 2.2 「共産党包囲攻撃」と「土地取り戻し」
 - 2.3 何紹南の逃亡と新政権樹立期の土地変革
3. 綏徳と米脂の土地所有状況
 - 3.1 土地革命を経験した地区の土地所有関係
 - 3.2 土地革命を未経験地区の土地所有関係
4. 土地の紛争
 - 4.1 土地革命を経験した地区の土地所有権の紛争
 - 4.2 土地革命を未経験地区の土地所有権の紛争
 - 4.3 土地革命を経験した地区に特有な土地の質権の紛争
 - 4.4 一般的な土地の質権の紛争
 - 4.5 土地の小作関係の紛争
5. 結論

1. 毛の土地革命路線の成立

1927年10月下旬、毛指揮する軍隊は井冈山に入った。そして翌28年5月下旬にはかれを主席とする湖南・江西境界ソヴェトが成立した。ここは広東省海豊とちかかって、江西省と湖南省の省境にある

羅零山脈の中部にある文字どおり農村革命根拠地にふさわしい環境におった。

この省境地区の土地は、県によって多少の差異はあるが、地主が40～80パーセント土地をにぎり、農民は20～40パーセントの土地しかない¹。ここで毛沢東が中心となって実行した土地革命は、「すべての土地を没収して再分配」するものであった。そうすることが大多数の人々の支持をうけるからだという²。この点はすでにみた海豊ソヴェトの土地革命と軌を一にしている。さらに土地分配の規準は、老若男女すべて均等に分配され、また郷を分配の単位とした。これらも基本的には海豊のばあいと同じである。ただ老若男女の別なく均等分配という点の特徴的で、海豊のばあいのようにその他の条件を考慮するときわめて煩雑となり、実行が容易でない。その意味で人口による均等分配は現実的である。しかし、当時の中共中央の弁法では、労働力を規準とし、労働できるものには労働できないものの2倍分を分配するとされていたようである³。この労働力規準の方法は、生産力を規準とする方法に近く、「自作農中の富農」の要求に近い。均等分配方法と労働力に応じた分配方法とは、後に富農対策をめぐる論争点となるもので、当時の段階では毛沢東は中央の規定に表面は従いながら、実際は人口に応じる均等分配を実行した。

以上のような方法によって井岡山時代の土地革命は実行されたが、当時はまだ小地主と富農に対する対策は解決されなかった。この点についてはさきに言及したが、小地主に対しては中共五全大会以来、「八・七会議」においても、その土地を没収しないと決定してきた。しかし11月の中央政治局拡大会議にいたってはじめて、小地主を含めるいっさいの地主の土地の没収を決定した。しかしこの決定によって中間階級の問題が欠落することになったことは否定できない。五全大会は、小地主の土地は没収しないとして、小地主を中間階級に含めて考えていたため、これを中立化させようと試みたのである。これに対して海陸豊では大中小のいっさいの地主の土地を没収したため、ここでも中間階級が欠落した。井岡山においては、大中地主の豪紳階級と小地主・自作農の中間階級および貧農階級とに分類したが、土地を全部没収して徹底的に分配したので、豪紳階級も中間階級屯同様に打撃をこうむっている⁴。その結果、中間階級の向背が革命に及ぼす重大性にかんがみ、自作農とくに自作農中の富農に対する政策が慎重に考慮させることになる。その反而小地主問題は影をひそめ、小地主は地主一般の内部で扱われるようになる。階級路線は地主闘争の実際の経験のなかから迎論的にもきたえられていくのである。

¹ 毛沢東「井岡山の闘争」（1928年11月25日）、『毛沢東選集』第一巻。

² 同上。

³ 毛沢東「井岡山の闘争」。毛沢東はこの報告で「現在は党中央の規定にしたがい、労働力を基準にし、労働できるものには労働できないものの2倍分を分配するようあらためた」と述べている。

⁴ 毛沢東「井岡山中委対中央的報告」、中共晋察冀中央局『毛沢東選集続編』、1947年版による。現行『毛沢東選集』の「井岡山の闘争」では、当時の階級分類を次のように訂正している。すなわち、大・中地主階級と小地主・富農の中間階級および中・貧農階級の3つに分類する。旧分類の中間階級中の自作農を富農と中農とに細分し、富農を中間階級の中に入れ、中農をはずして中・貧農階級として一括したのである。それとともに、旧分類における自作農範疇が消滅し、地主・富農・中農・貧農という一連の範疇体系がうまれている。その点でも、旧分類は新分類へ移行する過渡的性質のものといえよう。

それと同時に、1928年12月にはじめて井岡山において『土地法』が制定された。しかしそこでは、「いっさいの土地を没収してソヴェト政府の所有に帰す」（第1条前項）と規定している⁵。これは当時のコミンテルンの国有化原則にもとづくものである。ついで没収した土地の3種の分配の形態を規定している。すなわち第1は、農民に分配して個別に耕作させる。第2は、農民に分配して共同耕作させる。第3は、ソヴェト政府が模範農場を組織して耕作させる。以上の3種であるが、第1の形態を主とし、特殊の事情があるばあい、あるいはソヴェト政府に力かおるときは第2、第3の形態を兼用すると規定した（第1条後項）。第2の共同耕作の形態が、海豊で行なわれたような「集団農場」であるか否かは明らかでない。多分それであろう。この第2、第3の形式のものは、すぐ翌年の土地法では姿を消しているのも、実際に行なわれたことはなかったと思われる。当時、毛沢東自身は共同耕作は不適当だと思っていたが、同志のうちこれを主張するものが少なくなかったので一応規定したと述べているように、当時の共産党員の多くが観念的にもっていた考えだと思われる。したがって、上の第2条は翌年全面的に改められ、「いっさいの公共の土地および地主階級の土地は興国工農兵代表者会議政府の所有に帰し、田地がないか田地の少ない農民に分給して耕作に使用させる。」『興国県土地法』⁶（1929年4月、第1条）と規定することになった。次は没収、分配された後の土地の売買の禁止で、これは、井岡山および興国県の両土地法に共通である（第2条）。井岡山の第3条は特別の規定で、老幼疾病で耕作能力がないものと公務に服するものを除くその他のものに対する労働の強制であるが、これは興国県では削除された。次が土地分配の規準であり、以下は両土地法とも同じであるが、ここでは特徴的な点についてのみとり上げる。

両土地法に共通する特徴的な性格としての土地分配の規準および後に原則的錯誤として訂正された点について。土地分配の規準には、一つは量的な規準、一つは区域的な規準がある。量的規準は、人口を規準とするか、労働力を規準とするかによってちがってくる。すなわち人口を規準とするばあいは当然男女老幼を問わず平均に分配することになるが、労働力を規準とするばあいは、労働できるものと労働できないものとで分配量がちがってくる。このばあいは前者には後者よりも二倍分を分配することにしている。この点はさきに言及したように当時の党中央の規定であった。土地法では、以上の人口規準と労働力規準との二種をかかげて、そのうち前者を主として、特殊な事情のある地方では後者を適用できると規定している。そのさい、前者すなわち人口規準を採用する理由としてとくに次の3点をあげているのは注目すべきである。

① 養老育嬰の設備が完備する以前には、老幼に分配する土地が少なすぎれば生活を維持できないのは必至だからである。

② 人口を規準として土地分配を計算するのは比較的簡単な方法だからである。

⁵ 毛沢東『農村調査』（解放社華中版、1949年）収録の『土地法』（1928年12月制定、井岡山にて）による。以下これにしたがう。

⁶ 毛沢東『農村調査』収録の《土地法》（1929年3月興国県土地法）による。

③ 老人子どものない家はきわめて少ない。と同時に老人子どもは耕作能力はないが、土地の分配を受けたのちには、政府もまた、たとえば交通などの相当の公衆勤務を割当てることができるからである⁷。

以上3点のうち第一瀟は、ロシアで早くからいわれていた「消費基準」の意味に近い。第二点は、海豊のばあいについて指摘したように、人口以外の種々の条件を付加すると計算が複雑になって現実的でないため、もっとも簡単な方法としてとられたのだといえる。さいごの第三点は、まさに当時の武装割拠時代の経験から実際に得た教訓であって、「交通」などの公衆勤務とは、敵の情報を探知したり、これを味方に伝達する仕事などを含み、老幼にも土地を均分することは、かれらをして積極的に本命闘争に立ちあがらせる重要な誘因となるからである。

以上が人口を規準として分配すべき理由であるが、この人口規準と労働力規準とのいずれを主とするか、あるいは両者の混合を原則とするか等に関しては、その後の土地革命時期を通じて見解の対立を生じた問題である。しかし毛路線とでもいうべき立場はあくまでも人口規準であった。この点については、《井岡山土地法》に対する毛沢東自身ののちのコメントをまずみておくべきである。それによると、労働力を土地分配の規準とする点に関しては、これを主たる弁法とせず、人口を分田規準とすることを主たる弁法としたが、これは当時前者（労働力規準）は不適当だと思っていたけれども、同志のうちにこれを主張するもの少なくなかったためかのように規定したので、のちになって後者（人口規準）のみを規準とすることに改めた、と述べている。この改変は《軍事委員会土地法》においてなされたが、それについてはのちに言及する。

次に、やはり『井岡山土地法』に対するコメントのなかで、同土地法の原則的な錯誤として指摘された点に注目したい。

第1は、いっさいの土地を没収するとして、ただ地主の土地のみを没収するとしなかったこと

第2は、土地所有権は政府に帰属して農民に帰属しないこと

第3は、土地の売買を禁止したこと

以上の3点である。第1点はすぐに翌年の《興国県土地法》で改正されたことすでにみたとおりである。第2点は中国革命を指導したコミンテルンの終始一貫した立場で、いわゆる没収土地の国有化原則で、その当然の帰結として分配された土地は農民の使用権のみを認めることである。この原則は、さきに言及した武漢の国民党土地委員会における毛沢東の発言をのぞけば、中共中央が無批判にうけいれてきたもので、海豊ソヴェトでは農民に土地使用証を実際に発給した。『井岡山土地法』もまた『興国県土地法』もこの原則に依拠している。また、土地の売買禁止は、土地国有化を前提するかぎり、当然の帰結であり、海豊のばあいは土地使用証の売買を禁止することによって実際の土地売買の

⁷ 1906年第一国会におけるナロードニキの一人カラヴァーエフは、「生存に必要な土地の規準—消費基準、および全労働量を残りなくもちいるための基準—労働基準が必要である」と述べている（レーニン『社会民主党の農業綱領』1907年、国民文庫版、23頁）。

禁止を表現したこと既述のごとくである。したがって問題の中心は土地の国有か農民の所有かという点にある。土地の国有と土地売買禁止は、毛は1930年になってはじめて改変されたと述べており、何幹之もまた。「これらの規定は1930年になって変更され、土地所有権は農民に属し、農民は自己の土地を自由に売買することができる」と規定した」と述べている。

しかし1930年の『軍事委員会土地法』⁸も、また同年5月の『土地暫行法』⁹もともに、没収した土地はソヴェト政府の公有とし、農民に使用させると規定している。両者でそれぞれ表現はちがうが、その主旨は同じとみてよい。したがってまだ1930年前半期の段階において上述の点の改変はなかったとみてよい。しかし1930年9月12日の全国ソヴェト大会中央準備委員会全体会議において修正公布された『土地暫行法』¹⁰もまた、没収土地は一律にソヴェト政府に帰し、分配された土地については土地使用証を発行交付すると規定し、依然として土地国有、農民使用の原則をとっている¹¹。

これに対して、1931年の『江西省政府の土地問題にかんする布告』および《土地問題提綱》（江西省、県区ソヴェト政府主席合同会議、1931年9月1日より少し以前と推定）の両文献は、分配土地に対する農民の私有を認め、とくに前者の文献は賃貸、売買の自由を認めている点で注目される¹²。この両文献はその他土地分配の規準についても人口規準をとり、すべて毛沢東路線にしたがっている。これらは1931年2月の毛の『通知』¹³によるものであること明らかである。この『通知』についての詳しい事情は不明であるが、毛選集日本語版のためにとくに注として引用されたものである。当時の毛の見解を知るのにとくに重要であるから次に引用する。

「毛の通知——1931年2月」

「土地の分配がはっきりしないことは、いまの赤色地域の大きな問題である。これまでは、土地は労働民主政府のもので農民には使用権しかない、という空気が非常に強く、そのうえ四回も五回も分配をやりなおしたため、農民は土地が自分のものではなく、自分に支配権がないという気持になり、落ちついて耕作ができなくなった。」

⁸ 『中国革命軍事委員会土地法』の公布の時期は不明であるが、1930年の初期と推定されている。そして1930年紅軍第一師総政治部印として公布された。この点については Tso-liang、(蕭作梁), *Land Revolution in China, 1930-1934; A Study of Documents*, Tokyo, University of Tokyo Press, 1969 参照。

⁹ 1930年5月の『土地暫行法』は、中華全国ソヴェト区域第一次代表大会（上海）を通過した土地法である。この土地法は当時の党中央を支配した李立三を中心として制定されたもののようである。

¹⁰ Tso-Liang Hsiao, *Land Revolution in China, 1930-1934*.

¹¹ この『土地暫行法』は、1930年5月5日の[『土地暫行法』の修正である。

¹² 毛沢東「井冈山の闘争」

¹³ 1931年2月の毛沢東の『通知』がどのような性質のものか不明。本稿で引用した部分は、毛沢東「われわれの経済政策」（『毛沢東選集』第一巻）の日本語版の注であって、中共中央毛沢東選集出版委員会が原注を改訂したものを、とくに日共中央毛沢東選集翻訳委員会の日本語版のため提供したものである。したがって、日本語版毛沢東選集のうちでも日共中央出版部版（1964）のみにあり、その他の日本語版にはない。もちろん中国語原本にもない。

この状況に対し、毛は、各段階の労農政府が布告をだして次のことを規定するように要求した。

「これまでに分配を終えた（抽多補少、抽肥補瘦をすでに実行した）土地は、分配が確定したこととする。土地の分配を受けた者が、その土地を管理する。その土地は、私有に属し、他人が侵してはならない。今後一家の土地は、その一家の財産となり、出生や死亡によって補ったり取りあげたりしない。土地の貸借や売買は、その家できめることができる。土地の収穫物は政府に土地税を納めるほか、すべて農民の所有とする」「以上の規定は、民権革命時代になくなくてはならない過程であり」「いまの民権革命時代の必要な政策である」

以上の『通知』は、没収した土地の政府所有、農民使用の原則に対する重大なるアンチテーゼである。分配土地を農民の私有財産としてその自由な処分権を認めるもので、それを民権（民主）革命段階における必然の措置と考えたのである。このような考えはコミンテルンならびにそれに忠実なロシア留学生集団とは全く対立することは明らかである。

ここで、当時の段階ではほぼ形成された毛の土地革命路線の基本的内容をまとめておこう。それはだいたい次のようになるであろう。第1は、土地国有化原則を否定して土地の農民所有の原則をとること、第2は、これにともない土地の自由な貸借、売買を認めること、第3は土地分配の規準として老幼男女を問わぬ平均分配、つまり人口規準分配の原則をとり、労働力規準を否定したこと、第4は、土地分配にあたっては「抽多補少、抽肥補瘦」の原則のもとに実質的な平等分配を行なうこと、以上の四点にしぼることができる。

以上のうち第3と第4の原則は、1930年初期と推定されている『軍事委員会土地法』において明白に規定されている。土地法第8条は、「多数の人の要求を満足させるため、ならびに農民にすみやかに田地を取得させる見地から、郷村に依拠して数日を合し、男女老幼に平均に分配すべきで、労働力を規準とする分配方法を採用すべきではない」と規定し、第9条では、「すみやかに封建勢力を破壊すると同時に富農を打撃する見地から、田地を分配するには抽多補少、抽肥補瘦の原則に照らして、地主富農が田地をいつわって報告しなかったり、肥田を所持したりすることを許してはならない」と規定した。つまり、第8条の規定は、『井岡山土地法』および『興国県土地法』の人口規準ならびに労働力規準の併記を改訂して、人口規準のみに純化したもので、この点だけをとってみても、『軍事委員会土地法』が毛沢東路線の具体化であることが明らかとなる。なお、第9条の「抽多補少、抽肥補瘦」の原則は、これを抽象的に理解して、反革命の豪紳地主およびその家族にも土地を分配することにより、かれらに革命の果実を盗みとられることになるとして、これは右傾機会主義であると非難されることとなった¹⁴。たしか

¹⁴ たとえば、蘇区中央局宣伝部『土地問題』（1932年3月）は、「これを要するに『抽多補少』『抽肥補瘦』の弁法は、けっして雇農貧農中農に土地革命の果実を得させることなく、かえって富農はなほだしきは地主に土地革命の果実を盗みとらせるものである」として、これを右傾機会主義として非難している（『赤匪反動文獻彙編』、899頁）。

に『軍事委員会土地法』は、その第2条において、「豪紳地主および反動派の家族は、ソヴェトの審査を経て、かれらの在郷居住をゆるし、また他の方法で生活を維持できないものには、酌量して田地を分与することができる」と規定している。これは、のちに毛沢東が述べているように、正しい政策であったが、当時の中共中央の左傾機会主義のため、1931年冬以後否定されたのである¹⁵。この豪紳地主にも農民と同様に土地を分配して、かれらを耕作に従わせる政策は、富農対策とも結びついて、毛路線の特質を形成する第5の要因である。

2. 例としての陝西の農村¹⁶

2.1 土地革命の発展過程

1934年、清澗県でソビエトが樹立されはじめ、陽暦の9月には清澗県東区で土地分配の実験がこころみられた。1935年春には、綏徳県東区で土地分配が行なわれた。綏徳県で土地分配を行なったのは、栗林坪、崔家湾、義合、延家川、定仙場等の〈聯保〉である。米脂県の桃花埠および綏徳県の吉鎮一帯、米脂県の西部、綏徳県の周家嶮および横山県の石湾一帯では紅軍の遊撃隊が活動し、これと共に米脂の東部と西部に革命委員会、貧農会が成立し、村落では政治宣伝が行なわれ、食糧が分配された。しかしこれらの地域は強固にならず、土地も分配されなかった。

上述の土地分配を行なった地域のうち、若干の市・町および拠点は終始国民党軍によって占拠されて土地は分配されず、赤区と白区の境界地区でもある地方では土地が分配されなかった。したがって、土地を分配した地区としなかった地区とは入りまじっている。

当時は、どのように土地分配を行なったのであろうか。

まず革命によって創設された地区を単位に人口と土地の統計をとり、同時に全村の討論を経て階級区分を行ない、1人ひとりの階級所属を確定する。このあと次の原則にもとづいて分配を行なう。

(1) 反革命の〈豪紳〉¹⁷、地主、高利貸、富農の土地は全部没収する。

(2) 勤労富農はその土地の一部を没収する。

¹⁵ 毛沢東「農村調査」試（1941年4月19日）—『毛沢東選集』第三巻。そこで毛沢東は当時の政策を次のように批判している。「土地政策の面では、ソヴェトの前期（1927年末～1928年末）と中期（1929年初？1931年秋）に採った政策、つまり地主にも良民と同様に土地を分配し、彼らを農耕に従わせるという正確な政策を否定したのは誤りであった」と述べ、1931年冬以後、つまりソヴェトの後期の政策を否認している。

¹⁶ この以下の数字は『警区土地問題報告』李合邦、『与李合邦同志談話記録』西北局考察団、『義合土地糾紛』西北局考察団、『義合三郷石堆山調査材料』西北局考察団、『義合三郷田家下山調査材料』西北局考察団から参照。しかに調査資料が短いので、頁数がなかった。
西北局考察団：1942年初めに西北中央局では比較的大規模な現地調査団を組織して、延安近くの綏徳、米脂県について視察を行った。考察団張は高崗である。青年工作員会の調査団も参加。

¹⁷ 例えば、義合区は土地革命を経ているが、この区の9郷1市（義合鎮市）のうち。土地分配を行なっているのは1、2、3、4郷と7郷の3ヵ村、9郷の4ヵ村、5郷の2ヵ村であり、6郷、8郷、義合鎮ではまだ土地分配をしていない。

(3) 中農の土地は動かさない。

(4) 貧農、雇農に土地を分配する。

(5) 〈巫神〉〔祈祷師〕、〈陰陽〉〔占い〕、〈流氓〉〔無職の遊民〕等は、一家がこれで生活している場合は土地の全部を没収し、家庭内に他の勤労者がいる場合は一部を没収する。

土地分配の方法は、一般に上の原則にもとづき、全区で没収した土地に、土地分配にあずかる貧農・雇農がもともと持っている土地を加えて、全区の分配に当てる土地とする。この土地から、紅軍の〈公田〉〔公用地〕および当該村の紅軍に分配される土地（上等地）を差しひき、さらに地主、富農に分配される劣等地、遠隔地を差しひく（反動的地主には土地を分けない）。このあと、土地分配にあずかる貧農・雇農の全人口に応じ、成年は1.5人分、青年は1.25人分、婦人、児童、老人はそれぞれ1人分として、平均分配する。この土地分配において、1人当たり平均して約2.5垧の土地が分けられた¹⁸。

その後2度にわたって〈査田〉運動が行なわれ、前に定めた適切でない階級所属が改められるとともに、左傾的な土地分配運動も是正された。

延家川三保の調査によれば、没収された土地のうち、約900垧が地主のもの、540垧富農のもの、40垧が富裕中農のものであって、この合計1480垧の土地が貧農・雇農に分配された（全保の耕地は4083垧であるから、貧農・雇農に分けられた土地は総面積の36%強を占める）。また義合三郷石堆山田家原の調査によると、土地分配の際に、「自動歓迎〔自発的な献納〕が行なわれている。ここでは、「自発的な献納」によって、中農の土地の一部も分配に充てられたことに注意しなくてはならない。

この時期、綏徳と米脂で土地分配を行なわなかった地区でも、土地革命の影響をうけてある程度階級関係に変化が生じた。紅軍と遊撃隊がやってきた地区では、いずれも地主、富農の食糧を分配してしまった。そこで紅軍がまだやってこない地方でも、地主階級の多くは米脂、綏徳の〈県城〉〔県政府の所在地〕へ逃げこんでしまい、ある大地主などは山西省にまで逃げていってしまった。土地革命を行っていない地区では、地主の小作料台帳から当時の土地革命の影響をはっきりと見るができる。小作料の取り立て人は村に行きたがらなかつたし、小作料も取り立てることができなかったのである¹⁹。同時に地主、富農は一般にもう土地を質に取らなくなり、却って入質しはじめた。

これが、綏徳と米脂の土地問題における最初の大変革である。

2.2 「共産党包圍攻撃」と「土地取り戻し」

1936年には国民党軍が「共産党包圍攻撃」を進めたために、前述の土地分配を行なった地区と遊撃

¹⁸ 1人当たりどれだけの土地が分配されるかは、それぞれの区の土地と人口の多少によって異なる。綏徳県では一般に成人2.5垧、清澗県では4垧であった。

¹⁹ 印斗郷の常彦丞の小作農家10戸についての調査によれば、民国23年〔1934年〕の小作料取り立ては85%、民国24年は60%、民国25年は68%であった。他の年は、この3年間と作柄はほとんど同じであったのに、100%取り立てられていたのである。

地区とが相ついで占領された。国民党は肅正会をつくり、保甲制度を設け、農民に体罰を加えるとともに、地主、富農および共産党の裏切者をそそのかして、農民から土地を取り返した。こうして農民が土地革命によって獲得した土地は、また地主の手に取り戻されてしまったのである。だがこうした土地分配をした地区でも、一部の土地は農民の手に残された。その原因は紅軍遊撃隊の存在と共産党の活動であって、地主は紅軍がもどってくるのを恐れて土地の取り戻しをしようとしなかったからである。ある地主は表面上は取り戻しても、陰では取り戻していなかったし、あるものは土地所有権は取り戻しても、土地はそのまま農民に耕作させていた。小作料を納めるものもあれば、納めないものもあった。また、ある地主は土地を取り戻しても、革命が再来するのを恐れて、土地を質に入れた。このためこの時期には入質地がかなり増大している²⁰。

この時期、1936年夏から1937年11月の八路軍駐防警区成立までの間、地主が取り戻した土地は、一般的な推計によると、分配を行なった土地の約4分の3を占めていた²¹。

これが、綏徳と米脂の土地問題における2回目の変革である。

2.3 八路軍駐防警区から1940年に何紹南が逃亡するまでの綏徳・米脂の土地変革

1937年11月に、八路軍駐屯防衛警備区では、警備区司令部の名で二区〈専員〉の何紹南と連署のうえ、土地の現状維持に関する布告を発した（原文は紛失）。

農民は、昔の「紅軍」がまた来たのだと知ると、自然発生的に起ち上がって地主に以前取り上げられた土地を取り戻そうとするものもあり、地方の黨員もこの農民の要求を陰ながら支援した。当時、地主は状況がわからず恐れあわてて、土地の一部はまた農民の手に戻った。ただしこの変動は、期間もごく短く、農民が取り戻した土地もわずかであった。その原因は次のとおりである。

(1) 地主がしだいに土地の現状維持に関する布告や共産党の土地政策を知ようになり、土地を渡そうとしなくなった。

(2) 何紹南が地主、富農に対して宣伝、扇動を行なった。

(3) 一部の貧農は、これまでいくども土地の変動を経験していて、土地所有権が強固ではないと感じるか、あるいは前に迫害を受けたことから、あえて土地要求をしないか、しばらくは見合わせることにした。

この時期何紹南は、警備区で「平均地権」を実行し、警備区を「模範区」に変えたいとして、八路軍と

²⁰ 李合邦の推計。

李合邦：1928年中国共産主義青年団に参加し、1934年中国共産党に参加した。中国共産党安定県委員会の書記を務めて、陝北省統一戦線工作部、宣伝部、組織部の部長、綏徳県特委(会)の副書記、甘肅地区党委員会書記、陝北区委員会の書記。建国の後で中国共産党の陝西省委員会の副書記、省紀律検査委員会の書記、省委員会書記の書記を歴任。中国共産党の七大、八大代表で、中国共産党中央監察委員の候補委員。

²¹ 李合邦の推計。

土地分配の方法を協議・立案したといってきたが、いうまでもなくこれは人を欺くたわ言である。

1938年には何紹南は八路軍とあつれきを生じ、土地問題のうえでは土地の現状維持に関する協定を破ってしまった。秋には、何紹南は各地で富農同盟会、哥老会を組織し、地主、富農が「失地を回復する」よう働きかけた。そして、およそ土地を引き渡さない農民、土地を取り戻そうとしない地主は銃殺にし、引き渡しや取り戻しを遅らせようとするものは懲役に処するよう命令した。また、地主、富農が過去の小作料や借金を取り立てるよう働きかけた。この時期に、一部の土地は農民の手から地主の手に移った。

当時、地方の党員は農民を立ち上げらせ、土地を引き渡さないよう抵抗すると同時に、地主には土地を取り戻さないよう説得した。またこの時に綏徳と米脂に駐在防衛していた八路軍も、あくまでも土地を取り上げようとする頑固な地主に対しては、さまざまな形で打撃をくわえた。特に1939年5月以後には、1938年に地主に取り上げられた一部の土地が、また農民の手に返された²²。

この時期に、どれだけ土地が移動したのか推定することはできない。というのは地主も農民も、八路軍の勢力と何紹南の勢力とが互いに消長しており、これから天下はどちらのものになるのか、まだ局面ははっきり定まっていないと感じていて、大多数は形勢観望の態度をとっていたからである。このようなわけで一部の地主と農民のあいだには黙契が成立し、何紹南の側に対してはもう土地は地主に返したと言ひ、八路軍、共産党の側に対してはもう土地は農民に返したと言っていて、土地所有権がいったい誰のものなのか、考えがあいまいになってしまった。さらに、土地革命前に入質関係があった土地は、土地革命の中で入質関係が取り消されてしまったのであるが、この時期になると地主と農民の双方が妥協して、新たに入質契約を取り交わすものもあり、また土地を取り戻しても農民が再び土地を要求してこないかと恐れて、急いで土地を質に入れる地主もでてきた。こうしたことはいずれも後の土地紛争の種子をまくことになったのである。

これが、綏徳と米脂の土地問題における3回目の変革である。

2.3 何紹南の逃亡と新政権樹立期の土地変革

1940年2月、何紹南が逃亡し、農民はまた地主に取られた土地を返還させる運動を起こした。当時、共産党の特別委員会では、下級の党組織が土地問題を解決するための方針として、『土地問題調整法』を公布した。その主要内容は、次のとおりである。

(1) 1937年の「土地の現状維持に関する布告」が有効であることを承認し、1936年に地主に回収された土地は地主のものとし、まだ回収されていない土地は農民のものとする。

(2) 1937年の「土地の現状維持に関する布告」以後に、地主、富農によって強引に回収された土地は、農民に返還する。もし地主、富農がむりに回収して別の農民に入質している場合は、彼が所有

²² 『延安川経済材料』による。

する別の土地を割いてこれを補償しなければならない。

(3) すでに土地分配をうけた農民で、1937年にまた土地を買入れるか質に取るかして耕作するのに十分である場合は、分配された土地の一部を他の土地のない農民に譲渡すべきである。

(4) 地主、富農で1936年に土地を回収し、現在大量に土地を所有している場合所若干の土地を貸し出して、土地を獲得できないでいる農民に耕作させるべきである。ただし強制してはならない。

(5) 土地革命で全く土地を失ってしまった地主、富農に対しては、適当に調整してやる（公用地、公田の中からか、あるいはその地主、富農から土地分配をうけた農民と話合って一部を返還させる）。

(6) 1937年以後の土地の入質関係は、有効であると認める。

(7) 土地革命を未経験地区では土地の現状を維持するものとするが、「地主は小作料を引き上げたり、勝手に土地を取り上げて別に小作人を求めたりしてはならない。そして〈活租制〉によって小作料を受け取るべきである」

(8) 土地革命を未経験地区において、もし地主、富農が大量の上地を自作または〈伙種〉している場合は、「説得の方法で彼らから土地の一部を譲渡させ、〈活租制〉の形で土地をもたない農民に耕作させるべきである。

しかし土地調整法が公布された後、それぞれの地方においてその実施方法は同じでなく、実施の程度も同じではなかった。例えば次のとおりである。

(1) 「土地の帰属」〈帰地〉の問題。ある地方では土地革命時に分配した土地を全部農民のものとし叫ぶ地方では一部だけを農民のものにした。というのは多くの地方のやり方として、農民が返還を要求した場合は農民のものとし、農民自身が要求しなかった場合は農民のものにしなかったからである。一部の農民は、これまで土地が3回、4回とノコギリを引くように行ったり来たりして、自分のものになっても当てにはできないと考え、要求しようとしなかった。あるいはまた何紹南がもどってくれば命はないものと、あえて要求しなかったのである。したがって土地帰属の実施程度とその面積は、各地でまちまちであった。一部の地主は土地を引き渡さないではすまないと考えているのに、農民の側はあえて公然とは要求せず、そこで両者にひそかに妥協あるいは黙契が成立した。そして土地は結局だれに帰属したのか、所有権は結局だれのものなのかははっきりしなくなり、ある地方にいたっては双方ともに土地を要求しなかったため、土地が荒廃してしまっている。

(2) 「小作地の調整」の問題（綏徳と米脂では土地調整法によって小作地を調整することを〈排地〉と称した）。土地革命を未経験地区において、若干の地方（大半は土地革命を経験した地区に接近している）では〈農会〉を組織する中で、農民が、多くの土地を持つものに対して農会に上地を「歓迎〔献納〕」し、土地を持たない農民に小作に出すよう要求した。こうした上地は「農会地」とも言ったので、ある地方では小作地の調整〔排地〕のことを土地の分配〔分地〕のことだと考えた。この土地変動において、「土地の帰属」であるのか、「小作地の調整」であるのか、当時ははっきりとしていなかった。それに若干の地主および農民は、こうした

問題についてこっそりと解決をはかり、証人も物証もなかった。これらの土地には小作料を納めているものもあり、小作料を納めていないものもあって、「小作地の調整」か、「土地の分配」か、「土地の帰属」か区別がつかなくなり、後の土地紛争の第2の原因となったのである。

これが、綏徳と米脂の土地問題における4回目の変革である。

1940年に綏徳分区では臨時参議会が開催され、1941年には〈五一辺区施政綱領〉が公布され、また県・市・郷の参議会が改選になった。同年の冬には延安で辺区参議会が開催され、これに多くの地主階級の代表が出席して、人権・財産権・政治的権利保障条例を採択した。この時期、綏徳と米脂の政権も士道に強固なものになり、多数の地主および農民の土地問題に対する態度にもきわめて大きな変化が生じた。土地所有権についてもみな積極的になってきた。こうして過去のいくつかの時期から繰り越されてきた土地の分配、土地の回収、土地の帰属、小作地の調整といった面倒な問題が、いずれも新たに提起されることになった。このことが、最近になって綏徳と米脂の土地紛争がとりわけ多様で複雑になっている直接的な原因なのである。

綏徳と米脂には、土地分配を行なった地区と土地分配を行っていない地区とがある。また土地分配を行っていない地区の中にも土地革命のあらしの影響を直接に受けている地方もある（紅軍によって解放、占領されたことかあり、地主、〈土豪〔劣紳〕〉と闘って彼らの食糧、財産を分配したことはあるが、まだ土地革命は行っていない村のこと）。このことが、綏徳と米脂の土地関係と階級関係がとりわけ複雑である主な原因の一つである。

土地革命を経験した地区でも、土地が地主と農民の間を何回も移転・変動して、変動するごとに多くの面倒な問題があとに残され、土地所有権がはっきりと確定されることはなかった。このことが、綏徳と米脂の土地革命を経験した地区における土地問題のかぎである。たびたび移転し変動するうちに、しばしば仲介を経験した土地の質入れ・請戻し関係はいりこみ、土地問題はいつそう複雑になった。このために土地所有権の紛争は、しばしば質権の問題によって覆いかくされるか、質権の紛争の形をとって現われている。

土地革命を未経験地区は、いずれも多かれ少なかれ革命の影響と衝撃を受けてはいるか、土地革命が挫折したことによって、土地関係は基本的に変動していない。したがって、今日の統一戦線の政治状況のもとでは、土地の使用（小作権）および土地生産物の分配（小作料の引下げと納入）の問題が、やはりこうした地区における土地問題の中心である。

3. 綏徳と米脂の土地所有状況

綏徳と米脂の土地所有状況について、全面的な統計はない。以下のようにいくつかの典型地区の調査資料から、綏徳、米脂における土地所有関係のあらましを窺ってみることにしよう。

3.1 土地革命を経験した地区の土地所有関係

まず土地革命を行なった地区について、各階級間における土地の所有状況はどのようなかを見てみよう〔第1表参照〕。

この〈保〉では、土地の71%が戸数の約64%を占める中農の手にあり、

第1表 延家川三保の土地所有状況（1941年7月）²³

階級区分	戸 数		人 口		土 地		1戸当たり平均 土地所有（垧）
	戸	%	人	%	垧	%	
小地主	1	0.3	6	0.34	32	0.8	32
富農	4	1.1	45	2.6	170.5	4	42.6
中農	236	63.8	1,110	63.4	2,882	71	12.2
貧農	125	33.8	518	33.1	917	22.5	7.3
雇農	1	0.3	4	0.22	2.5	0	2.5
その他	3	0.7	6	0.36	79	1.7	26.3
計	370	100	1,751	100	4,083	100	

第2表 義合鎮三郷の階層別土地所有状況（1942年2月）²⁴

階級区分	戸 数		土 地		1戸当たり兵坤 所有（垧）
	戸	%	垧	%	
小地主	—	—	—	—	
富農	—	—	—	—	
富裕中農	118	26	1,704	33	14.4
中農	155	34	1,88.5	37	12.1
貧農	185	40	1,499.5	30	8
その他	—	—	—	—	
計	458	100	5,085	100	11.1

そして34%を占める貧農が土地の23%を所有している。中農と貧農の土地を合わせると、〈保〉全体の土地の93.5%に達する。

つぎに、土地の所有については完全に平均されてはいないが、その差は決して大きくはない。例えば富農4戸の1戸当り平均は42.6垧、中農の1戸当り平均は12.2垧、貧農の1戸当り平均は7.3垧である。

²³ 『延家川経済材料』、青委調査団、1942年。

²⁴ 『義和調査』、西北局考察団、1942年。

さらに、もう一つの土地革命を経験した郷の統計をみても、上述の結果とだいたい一致している〔第7表参照〕。

この表で明らかのように、土地はまったく中農と貧農の手ににぎられており、中農は土地の70%を所有し（富裕中農をふくむ）、貧農は30%を所有している。1戸当りの平均土地所有についても、中農と富裕中農は12～14 垧、貧農は8 垧で、その差はあまり大きくない。

以上の2つとも、土地革命を経て土地が分配され、しかも〈帰地〉〔土地の帰属〕がわりに徹底して行なわれた地区における土地の所有状況である。すなわち、土地の全部あるいはほとんど全部が中農と貧農の掌中にあり（主として中農）、全農家における土地の分配も比較的平均化されている。

3.2 土地革命を未経験地区の土地所有関係

綏徳と米脂における他のより広大な、土地革命を行なっていない地区については、状況はまったく異なっている。まず、大きな地主は1大もなく、中農がわりに優勢を占め、階級分布が一般的な地区をみてみよう〔第3表参照〕。

戸数では3%の地主が全土地の33%を所有しており、富農1戸が全土地の2.2%を所有している。中農と富裕中農をあわせて土地の40%を所有しており（戸数では27%）、戸数の半分（49.2%）を占める貧農はわずか土地の21%しか所有していない。このことから明らかのように、地主が最大の土地所有者であるのにたいして、広範な貧農はわずかな土地しかもっていない。

1戸当りの平均土地所有も均等しておらず、その差はいちじるしい。貧農の戸当り土地所有はわずか5 垧であるが、富農は58 垧、地主は125 垧である。

第3表 双湖峪九郷の土地所有状況（1942年2月）²⁵

階級区分	戸 数		土 地		1戸当たり平均 土地所有（垧）
	戸	%	垧	%	
小 地 主	7	3.2	872	33	125
富 農	1	0.5	58	2.2	58
富 裕 中 農	11	5	298	11.3	27
中 農	49	22	772	29.3	15.8
貧 農	108	49.2	563	21.3	5
雇 農	32	14.6	42	1.6	1
そ の 他	12	5.5	32	1.3	3
計	220	100	2,637	100	12

²⁵ 『双湖峪調査』、西北局考察団、1942年。

第4表 双湖峪九郷の土地所有状況（規模別分布）²⁶

所有面積（垧）	戸数	総戸数に占める%	所有面積	戸数	総戸数に占める%
0	53	24	31—35	4	1.8
1—5	59	26.8	36—40	2	0.9
6—10	33	15	40—50	2	0.9
11—15	29	13.2	70—80	1	0.5
16—20	18	8.2	80—90	2	0.9
21—25	7	3.2	100以上	4	1.9
26—30	6	2.7	計	220	100

土地所有の不平等は、第4表をみるといっそう明らかになる。戸数の24%が1垧の土地も所有しておらず、41.8%は土地を所有していても平均して10垧にみたない。

要するに、戸数の75%〔65%〕が土地をもたないか、あるいは絶対的に土地不足なのである。

さらに、「地主、富農がわりに多く」、「階級分化がわりにはげしい」村落をみてみよう〔第5表参照〕

第5表 綏徳・党家溝の土地所有状況（1941年7月）²⁷

階級区分	戸数		人口		土地		1戸当たり平均 土地所有（垧）
	戸	%	人	%	垧	%	
地主	3	3	18	4	568.5	34.5	189.5
富農	5	5	31	6.9	239.5	14.5	48
富裕中農	15	15	91	20	388.5	23.6	26
中農	18	18	82	18.1	270.5	16.3	15
貧農	55	56	223	49	184.5	11.1	3.4
雇農	3	3	9	2	—	—	—
計	99	100	454	100	1,651.5	100	128.6

戸数では8%の地主、富農が、なんと土地の50%を所有しているのに対して、戸数で56%を占める貧農の所有する土地は全村の11%にすぎず、しかも貧農1戸当りの土地所有はわずか3.4垧である。

²⁶ 『双湖峪調査』、西北局考察団、1942年。

²⁷ 『党家溝社会調査材料』、青委調査団、1942年。

第6表 米脂・印斗郷九保の土地所有状況（1942年3月）²⁸

階級区分	戸数		土地		1戸当たり平均 土地所有（垧）
	戸	%	垧	%	
地主	6	2	3,774	63.7	630
富農	9	3	703	11.68	78
富裕中農	14	4.6	384.5	6.4	28
中農	33	10.9	427.5	7.2	13
貧農	202	66.6	568.5	9.6	2.8
雇農	26	8.6	18	0.3	0.7
計	13	4.3	50.5	0.85	0.4
	303	100	5,926	100	19

（注）その他には、労働力のない小地主9戸、遊民1戸、手工業職人9戸、運送業1戸がふくまれる。

第7表 米脂・印斗郷二保の土地所有状況（1942年3月）²⁹

階級区分	戸数		土地		1戸当たり平均 土地所有（垧）
	戸	%	垧	%	
地主	7	2.2	2,060	59.5	294
富農	5	1.6	157	4.5	32
富裕中農	9	2.8	153	4.4	17
中農	31	9.6	430	11.6	13
貧農	215	66.7	463	18.6	3
小商人	5	1.6	48	1.4	10
雇農	50	15.5	0	0	0
計	322	100	3,464	100	10.7

つぎに、大地主がいる郷の二つの調査によって、まだ土地革命を行なっていない若干の地区では土地の集中がどの程度にまで達しているかをみてみよう〔第6表、第7表参照〕

地主の土地ははっきりと調査するすべがなく、多くは推計であるが、実際の所有面積より下回ることはあっても、上回っていることはない。

これらの地区では、地主の所有する土地が60%以上を占めるが、その戸数はわずか2%を占めるにすぎない。中農の占める比率は小さい（戸数は15%、土地は16%にすぎない）。貧農は戸数では最も

²⁸ 『印斗郷九保調査統計』、西北局調査団、1942年。

²⁹ 『印斗郷二保調査』、西北局調査団、1942年。

多いが（67%）、所有する土地は9.6%から18.6%にすぎず、1戸当りの平均土地はわずか3垧である。雇農は全戸数の9%から16%を占めるが、いずれも土地をもたないか、ごくわずかしかもっていない。この地区では、80%以上の農家が土地をもたないか、10垧以下の土地しかもっていない。

1戸当りの土地所有が20垧以下のものが総戸数の90%以上を占めているのに対して、1戸当り土地所有20垧以上のは総戸数の10%弱を占めていた。

以上を総括すると、綏徳と米脂の土地革命を未経験地区における土地所有関係には、次のような特徴がみられた。

(1) 土地は地主、富農の手に集中されており（37%から75%）、農村の主な生産手段である土地が地主階級の手握られているために、彼らは経済上優位に立っていた。

(2) 土地革命を行なった地区と比較して、中農は、戸数でも土地所有面積でも発展していない。

(3) 貧農は戸数では最も多いが（50%から67%）、彼らの1戸当り平均土地所有は2.8垧から5垧であり、土地から得られる彼らの所得は糊口をしのぐにも足らず、「土地飢饉」の苦しみを痛切に感じていた。

(4) 雇農はやはり比較的大きな階級をなしており（土地革命を行なった地区では事実上彼らは存在しなくなっていた）、彼らの絶対多数は土地をもたないかにわずか1〜2璃の土地しかもっていない。

(5) 土地の所有は集中され兼併されているが、その使用関係ではきわめて分散・細分されており、500垧の土地をもつ地主はふつう100以上の小作農に土地を貸しており、小作農1戸当り平均では5垧前後の土地を小作しているにすぎない。これは、当時の農業生産技術水準がきわめて立ち遅れていたことによるものである。そしてこうした状況は、また農業生産水準の向上を制限している。ここでは、大土地所有と小農経済とが矛盾しており、土地所有の集中と使用の分散とが矛盾しているのである。

(6) 地主の手に土地が集中しており、大多数の農家では土地の使用が絶対的に不足していることのために、貧農だけではなく、多くの中農までが土地を借入れなければならず、小作問題が土地革命を行っていない地区の重大な問題となっていた。

4. 土地の紛争

土地紛争に対する処理は、警備区政府の工作において最も重大で困難な仕事であり、政府活動の大部分の時間がこれに充てられ、このために政府の平常の活動体制を整備することにまで影響を及ぼすことになっている。例えば、1941年2月に調査団が綏徳県の双湖略区政府に行った際、毎日区政府にまで土地問題を訴えにくるものが平均して10数件以上に達するのをした。1940年12月中に、呉堡县政府は150件の土地紛争および婚姻案件を処理したが、このうちの70%は土地紛争の案件であった。この月の某日には、1日で17件を処理したが、うち12件は土地紛争であった。綏徳県の地方法院によって処理された民事案件は、1940年度は189件に上ったが、このうち土地案件は63件で全民事案

件の34%を占めている。1941年に処理した地紛争は77件、このうち土地案件は29件で全民事案件の30%を占めている³⁰。

1940年12月に綏徳專署が辺区政府に提出した文書では、次のように述べている。「分区の土地問題はきわめて複雑で、本年の秋以降いっそう多く紛争が発生している……。昨年冬と本年冬から土地の売買・入賃による変動がしだいに増え、分区の土地紛争は最高潮に達している。地主、農民および区・郷の工作人員は、ともに声をそみえて政府が土地登記を行なうよう要求している。土地紛争を徹底的に解決するためには、この工作に一刻の猶予も与えることはできない」。したがって警備区の土地紛争について詳しく研究することは、実際的な意義があるのである。

警備区の土地紛争は、ひじょうに複雑な形態をとってはいるが、その基本的性質によって、次の3つに分けることができる。(1)土地の所有関係と売買関係によって生じている土地所有権の紛争、(2)土地の入賃関係と請戻関係によって生じている質権の紛争、(3)土地の小作関係によって生じている小作紛争。実際に生じている土地紛争は、しばしばいくつかの性質を兼ねており、とりわけ土地所有の紛争は、しばしば入賃関係の紛争と関連をもっている。

4.1 土地革命を経た地区の土地所有権の紛争

土地の所有権が確定していないか、土地が誰のものなのか不明なことによる紛争は、主として土地革命を経験した地区において発生している。それらは、以下のいくつかの類型に分けられる。

(1) 土地革命時に農民に分配された土地。これが共産党包圍攻撃時に地主に取り戻され、1940年になって再び〈帰地〉する際農民に返還されなかったため、農民が、土地はむかし分配を受けたのだから、所有権は自分に帰属すべきだと主張している場合である。例えば、清澗県の高有明の土地5垧は、土地革命時に劉応禄に分配され、〈帰地〉の時に劉のもとに返されなかったものだが、今になって劉がこの土地は自分のものだと主張したため訴訟に及び、のちに清澗県政府の判決によってこの土地はやはり高有明の所有であるとされた。

(2) 土地革命時に分配されなかった土地。しかしこれが1940年の〈帰地〉運動中に農民に「帰属」されてしまったため、現在もとの土地所有者が、1940年の〈帰地〉は土地の分配(所有権の移動)ではないとして、訴訟に及んでいる場合である。例えば、綏徳県義合七郷の中農馬後家〔寡婦〕と中農王世忠とが3垧の山地について争っているのは、これに属する。

(3) 土地革命時に分配をうけ、のちに帰属が確定している土地。所有権は農民に属していて本来問題は無いのであるが、何紹南が捲土重来して地主が将来「恨みを晴らそう」とするのではないかと恐れて、農民がこっそりと地主に小作料を納めている場合、現在もとの地主が、小作料を納めている事

³⁰ 『綏徳農民土地問題』、西北局考察団、1942年。

実を根拠に、所有権はまだ自分にあるのだと主張して、紛争が生じている。例えば、綏徳県西部の梁家嶮の農民李富貴は、土地 5 垧の分配をうけたが、1938 年から 1940 年まで毎年地主に小作料 5 斗を納めて、形勢が悪くなった時に地主から土地を取り上げられないよう備えていた。1940 年に政権が強固になってから納めるのを止めたが、地主がこれを認めないため紛争が生じている。

(4) 上と同じように分配をうけ、のちに帰属が確定している土地。これを農民がまた金銭を出して地主から再購入するか地主に返却している場合で、こうした事情は呉堡と綏徳のいずれにおいても発生しており、政府の介入をまねいている。具体的な実例として、綏徳県延家川の封光章は、地主の高思孔から 10.5 垧の土地を分配され、〈帰地〉時にはまた彼のもとに返されたのであるが、1939 年 770 元を出してそれをもう一度買い入れている³¹。

(5) 土地革命時に分配された土地が、〈帰地〉時に誰のものかはっきり確定されなかった場合である。地主は、帰属が確定していないのだから、所有権はやはり自分のものだと考えているのに対し、農民のほうは、この土地はこれまでずっと自分が耕作してきたので（この土地はもともと彼が入質して耕作していたか、定額小作していたものである）、〈帰地〉時にはっきりさせる必要はなく、当然に自分のものだと主張している。双方ともに人証も物証もなく、悶着が生じている。

(6) 土地革命時に紅軍のため公用の農地および荒地として取っておいたものが、誰かに不法占拠されている場合である。清澗県将家坪部家湾では、土地革命時に土地の分配を担当した李万江と保長ら 3 人が、公用地を数墳ずつ分けて耕作するとともに、あとの土地を小作に出して小作料を取り、人民から告発されている³²。

4.2 土地革命を未経験地区の土地所有権の紛争

土地革命を未経験地区で生じている土地所有権の紛争は、主として以下のいくつかの類型に分けられる。

(1) 「排地」。農民の側では、多くが「排地」というのは〈帰地〉〔土地の帰属〕（すなわち土地の分配）だと考えているが、地主の側では、〈五一施政綱領〉の公布後、とりわけ第 2 回辺区参議会の開会以降は、「排地」した土地に対する所有権を要求している。例えば、綏徳県党家溝では地主が「排地」した土地を売却・入質しようとしたのに農民が反対して、紛争が生じている。さらに綏徳県義合七郷藤家村の地主黄巨峰は、1940 年に農会〔農民組合〕の求めで 23 垧の上地を〈排地〉として抛出し、抗日戦争に従う軍人の家族の耕作用に充てた。彼は、区政府に対して「政府が公のものにしたと言うのなら、この土地は抗日軍人家族のものにしてよい」と表明している。しかし区政府がそうしたのだと回答した時、「ではどのような理由によるのか」とさらに彼が尋ねたところ、区政府は答

³¹ 『延家川経済材料』、青委調査団、1942 年。

³² 『与李合邦同志談話記録』、西北局考察団、1942 年。

えることができなかつた。

(2) 土地の売買による紛争。この種の事件は主に土地革命を未経験地区で発生し、多くは次のようなくつかの形態をとって現われている。

(イ) 〈死約活話〉—これは兄弟あるいは同族間における土地売買の慣習の一つで、土地は確かに売却するのだが、一定の期間内は買い戻すことができるようになっている。よく片方が考えを変えるため紛争が生じる。

(ロ) 小作人ないし質取主の土地買入優先権—法律により、土地を借りている小作農あるいは質に取っている質取主が、耕作している土地について同一の条件であれば買入れの優先権を有する、と定めている。しかしよく売り方が優先権を認めなかつたり、買い方が故意に地価を下げようとしたりして、争いが起こる。

(ハ) 同族あるいは近隣者の土地買入優先権—地方の慣習により土地売却はできるだけ一族あるいは近隣者を優先すべきであるとしているため、よく争いが起こる。

(3) 土地の境界による紛争。土地革命を未経験地区では、土地あるいは宅地、洞窟住居の境界について争いが生じている。河川沿いの上地では、水流で崩れ去つたり、新しく沖積したりして、一般の証書にはみな「河川の中心を境界とする」と書いてあるのだが、隣接するものと絶えず紛争を起こしている（土地革命を経験した地区では、土地分配の中で、古い証書による境界が消滅したことによつても、時たま紛争・悶着が生じている）。

4.3 土地革命を経験地区に特有な土地の質権の紛争

土地革命の時期に、新たに土地の分配が宣言されたことにより、昔の入質関係はすべて取り消されて請戻しは認められなくなり、質取主〔質権者、原文は典権人〕が所有権を取得した。あるいはまた入質地が別の人に分配されて、元の質取主の質権は消滅してしまつた。共産党包圍攻撃の時期には、分配された土地は地主に取り戻されたが、入質地は請け戻されたり請け戻されなかつたりで、こうした揉め事について〈埧地〉時には徹底した調整が行なわれなかつた。〈埧地〉のあとにいたつては、入質地について請戻しを認めるのか認めないのか明確な規定がなく、そのうえ分配地の一部も農民に返還されたりされなかつたりしたため、入質地の問題はきわめて複雑になり、紛争も最も多く発生したのである。こうした紛争の本質は、質権と所有権の対立による問題であり、また土地所有権はいつたい誰に属するのかという問題が包含されていて、単純に質権（あるいは入質関係）だけの問題ではないのである。実際の調査の中から、以下のとおりいくつかの例を挙げてみよう。

(1) 分配もされ帰属も確定している入質地について、元の主が請戻しを要求している場合である。例えば義合五郷の窪国現（貧農）は、5 垧の土地を六郷の馬四（貧農）に入質していた。この土地は富が小作していたのだが、土地革命と〈埧地〉時に富に分配されたものである。しかし馬四は今なお

雷に対して小作料を納めるよう要求していて、係争になっている。

(2) 土地革命による入質関係の取消しから、二つの地区にわたって紛争が生じている。例えば呉堡県六区の沙坪上等村は、阪県に 1000 余均の土地を有しており、これは清朝時代に呉堡の人びとに質入れされたものであるが、土地革命と〈帰地〉時に呉堡県の質取主たちの所有になった。現在肢県の元の土地所有者たち（多くは耕作する土地を持たない）は、つぎつぎと土地を請け戻してくれるよう請求しているが、いまだに解決していない。

(3) 〈帰地〉時に誰のものであるかはっきりさせなかった入質地が、いま紛争になっている。例えば綏徳県義合三郷の田振禄は、土地革命のあと 8 均の土地を質に取ったが、〈帰地〉時に田は、土地を持っているという理由から土地の分配はうけなかった。いま元の所有者がこの土地の請戻しを要求しており、田のほうはもう自分のものになっていると言い、元の所有者はそうでないと言って、紛争になっている（双方とも貧農である）³³。

(4) すでに分配され、さらに帰属も確定している入質地については、その所有権は土地の使用者にあり、本来問題はないのである。しかし元の質取主が、1940 年後もなお元の所有者が土地を要求してこないか心配し、これと改めて質契約を交わしたり入賃価格を協議したりしたため、元の所者がこの新契約を根拠にその土地の所有権を主張し、紛争になっている。例えば綏徳県義合四郷田家翁の地主楊受訓は、3 均の土地を田子孚に質入れして、のちにこの土地は田子孚に分配されたのであるが、1940 年に元の地主の提案で新たに質契約を交わしたため、現在双方で所有権を争うことになり、悶着が生じている³⁴。

(5) 〈帰地〉の時に、地主が自分の土地を出す代わりに貧農から質に取った土地を農民に返還したため、現在元の入質地の貧農が請戻しを要求している場合である。例えば綏徳県義合後思家溝の貧農郭永呉は、革命前に 2 均の土地を地主の都子俊に質入れしていたが、これは土地分配時に都維義に分配され、共産党包圍攻撃時には都子俊が都維義から取り戻しか。〈帰地〉時にこの土地は都維義には返されず、別に都子俊は自分の土地の代わりとして、この 2 均の土地をその村の都成山に返還した。現在になって郭永芥がその請しを要求してきたのに対して、地主は「いま土地は動かさない」と言い、紛争になっていた。のちに調査団が政府に協力して解決をし、郭永剪は入質地を請け戻し、都子俊（地主）は別に〈帰地〉として 2 均の土地を都成山に与えることになった³⁵。

(6) 転賃関係がある土地。これが土地革命時に第二質取主に分配され、共産党包圍攻撃時には第二質取主が取り返し、さらに〈帰地〉時には帰属が確定しないまま、今になってもとの土地所有者が請戻しを要求している場合である。例えば、義合区後思家溝の貧農都樹蘭は、富農の那光業に 4 均の土地を質入れし、那光業はこれをさらに田苗昌に又質していた。土地革命時にこの土地は田苗昌に分配

³³ 『義和土地糾紛』、西北局考察団、1942 年。

³⁴ 同上。

³⁵ 同上。

され、共産党包囲攻撃時には郭光業がこれを取り返したのだが、〈帰地〉時にはこれが田苗昌に返還されず、いま部樹蘭が請戻しを要求してきたのである。だが郭光業が「土地は動かせない」と主張したため紛争となった。のちに政府に対する調査団の協力もあり、部樹蘭の土地請戻しが承認されて解決をみている³⁶。

4.4 一般的な土地の質権の紛争

所有権に関連する質権の紛争については、前節で説明した。土地の入質関係および土地の請戻し関係自体からくる紛争については、広く土地革命を経験した地区および未経験地区において生じており、次のいくつかの状況が、最もよく見られるものである。

(1) 請戻しの貨幣換算の問題。貨幣価値がたえず下落し、とりわけ昨年秋に貨幣換算法が規定されて以降、入質地を請け戻す運動が広範に起こり、その請戻し金を〈辺幣〉で受け取ることを拒否し、あくまで〈現洋〉〔銀貨〕か〈法幣〉で受け取ろうとする事件が、どの地区でも発生している。双湖砦区の17件の土地紛争について調査したところ、4件は貨幣換算によるものであった。また入質価格が食糧で計算されているばあい、食糧価格が高騰して請戻しができなくなったことによっても、よく悶着が生じている。最も典型的なのは義合七郷の李長虹の例で、民国18年〔1929年〕に李長清に対し、18畝の土地を入質価格〔粗糧〕10石（もとは小作料未納分を換算して〔細糧〕7.5石）で入質し、他に15畝の土地を〈大洋〉〔銀貨〕15円で入質していたが、質取主が請戻しに応じないため、紛争が生じている。

入質価格の貨幣換算問題による土地紛争は、各地で数多く発生している。とくに昨年入質・請戻し関係が進展してからというものは、これまで存在していた多くの入質関係、所有権、小作関係にかかわる紛争がいっせいに持ちだされ、いずれもいっそう尖鋭化することになっている。入質価格の貨幣換算問題というのは、一面では土地紛争に影響を及ぼしている金融問題であるが、他面では土地紛争の問題自体における要因の一つでもある。

(2) 入質地の最長期限の問題。民間の慣習によれば、入質地は永久に請戻しが可能であり、いわゆる「質に入れた土地はいつまでも残るが、土地の売買契約に署名してしまったらすぐ他人様のもになってしまう」のである。警備区では、国民政府の民法912条、924条による、入質期間は30年を超えてはならないという規定を参照して、入質地は60年を超えれば請戻することができず、土地は質取主〔典権人〕の所有に帰すると定めている。民間の慣習はこの法令と抵触するものであり、このためしばしば紛争が生じている。例えば、蔑県倍甘聯の高生元は道光年間（1820—50年）に5畝の土地を苗晋乗に入質していたが、土地は相変わらず高生元のものとして小作し、毎年1畝当り1と6升の

³⁶ 同上。

小作料を納めていた。綏徳県政府が法令を公布してから、苗晋乗はこの土地を自分の所有にして売却しようとしたが、高生元は承知しなかった。のちに土地買収の優先権問題から訴訟に及び、高等法院の判決を経て、この土地の所有権は苗晋乗が取得することになった³⁷。

(3) 入質地の最短期限の問題。入質地は何年経ったら請戻ることができるのか、民間の慣習として定めているばあいも定めていないばあいもあり、このことも紛争が生じるもとになっている。例えば、清澗県折家坪の劉玉白は折宗章から3垧の土地を質に取った。約定には3年以内は請戻できないと明記してあるのだが、2年未満になって折宗章がどうしても請戻したいと言い、訴訟に及んでいる。

(4) 転質地の第二質取主が請戻しを認めない。例えば、清澗県城の恵元吉は3端の土地を王往榮に質入れし、王はこれをまた盧桂恩に質入れしている。いま恵元吉はこれを請け戻したいと考えているが、盧桂恩は応ぜず、悶着が起こっている。

(5) 小作料を滞納しているという理由で請戻しに応じない。例えば、双湖砦二郷の貧農高和年は、富農の張鳳標に2垧の土地を90垧で質入れしているが、高が請け戻そうとしたところ、張鳳標は次のように言った。

「あのおやじはまだ小作料の借りがあるではないか。この土地は、抗日軍人の家族には歓迎〔寄付〕しても、あの男には請戻させない」。

4.5 土地の小作関係の紛争

小作問題の紛争は、土地革命を未経験地区では最も多い土地紛争の一つである。それは、しばしば土地の売買・入質・請戻しの諸関係から生じる紛争と、互いに結びつき浸透しあっている。その性質によって二つに分けることができる。一つは小作料、すなわち小作料の引下げと地主に対する小作料の納付、あるいは土地の生産物をどのように分配するかに関する紛争である。もう一つは小作権、すなわち小作農の土地使用権に関する紛争である。そしてこの二つの紛争は相互に関連しあっている。例えば地主は、小作料の紛糾が原因で小作権を取り上げたり、あるいは土地を売却・入質しようとして小作権の問題を引き起こしたりしている。また地主は、小作権の取上げを手段にして、小作料を多く納めるよう農民に脅しをかけている。説明の都合から、以下のとおりに分けて述べることにしよう。

(1) 小作料の紛争には、次のようないくつかの状況がある。

(a) 地主が違法に小作料を多く取得する。これは最もよく見られる紛争で、典型的な例は次のとおりである。綏徳市の小地主・黄劉氏は沙灘坪の張迎多に対して8垧の〈川地〉を小作料4石で小作させていた。小作契約には「秋の収穫後には、政府の法令とは関係なく、小作料のアワを規定額どおりきちんと納めること」とあり、最後に後記として「土地を要する時はただちに返すこと」とあった。

³⁷ 『警区土地問題報告』、李合邦、1942年。

のちに県政府に訴えられたところ、黄劉氏は、やもめ暮しで頼りになるものはなく、小作料を多く取らなければ生活できない、と自供した。事實は他の大地主から使喚され支持をうけて、故意に政府の小作料引下げ法令を撓乱しようとしたのである。

(b) 定額外の小作料を受け取る。上と同じ案件で、小作契約には小作料のアワのほか、毎年ジャガイモ1袋、カボチャ20個、炭4駄を納めると明記していた。

(c) 「転租」〔又小作〕。双湖俗四郷の郷長・袁和榮の例では、地主の袁加禄から3垧の土地を借りて毎年わずか50元を納め、さらにこの土地を他人に〈伙種〉させて本年はジャガイモ5袋、アワ1.5斗、リョクトウ2升を受け取った。そこで地主は区政府に告訴し、裁判の結果、袁和榮は土地と受け取った小作料を地主に返すことになった。

(d) 農民が地主に小作料を納めないか、少ししか納めない。農民が小作料を納めないのに対し、地主たちの多くは小作権の取上げや土地の売却・入質等の方式で対抗していて、政府に告訴して出る場合はごくまれである。わずかに米脂市内の地主が、政府の公務員に「農民が小作料を納めようとならないのなら、見せしめのため街中を引回すべきじゃないのかね」と言った。また双湖俗言家の地主が公務員に、「農民が小作料を納めないのに対して、政府はどうするのかね」と質問したところ、これに正面きって回答できなかった。

(e) 作柄に応じた小作料納入の規定にかかわる紛争。例えば、米脂県印斗郷の一带はもともと不作であったのに、綏徳專署では平年作であると確定した。のちに下級政府が非公式に不作であると改めたところ、米脂市内にいて印斗郷に土地を持っている高子其、杜良呂、樊繩旺等の地主たちは、政府の法令を盾にとりあくまでも6割で小作料を納めるよう要求した。これに対して農民の側は4.5割で小作料を納めようとしたため、多くの紛争が生じた。

(f) 小作料の滞納による紛争。小作料の滞納に対しては、政府が減免の方法を定めており、地主が農民側に催促することも多くないのであるが、土地を入質・売却・請戻し時になると、地主は土地の入質ないし買入価格から小作料を控除しようとする。こうしたことから起こる紛争も少なくない(入質価格から控除する例は前節において見た)。買入価格から小作料未納分を控除する実例として、米脂県×××七保の高延明は、肺恩才から8垧の土地を借りて毎年1石2斗の小作料を納めていたが(この土地は高延明の所有で肺恩才に質入れしていたものである)、本年高延明がこの土地を4000円で肺恩才に売却しようとしたところ、肺は買入価格から小作料未納分1石6斗を控除しようとし、このことから訴訟に及んでいる。

(2) 小作権による紛争

調査中に接した事例はすべて、農民の納める小作料が足りないか、法律により小作料が引き下げられたため、地主が小作権を取り上げたことから生じた紛争であった。地主側に正当な理由があつて小作農が小作権の取上げに応じないといった例には、まだお目にかかっていない。土地革命を未経験若

干の地区では、土地の変動と地主の小作権取上げによって、きわめて深刻な農民の土地喪失問題が生じている。米脂県印斗郷九保の馮家渠の調査によると、全村の農家は47戸、耕地は799.5垧であるが、このうち自作地は245.5垧、小作地（定額小作と〈伙種〉をふくむ）は計554垧であった。1942年春に地主たちは、小作料の納入が少ないことから、農地を回収して自作する、売却する、入質する、〈伙種〉に改めるなどの口実をつけて農民から小作権を取り上げた。そしてその面積は全小作地の18%を占める100垧以上に達し、また全農家数の20%を占める9戸の小作農がかかわりをもつにいたった。この小作農9戸のうち、小作権の更改によって深刻な影響を被り、生活を維持できなくなったものは合計5戸、その小作地は57.5垧に達する。つまり全村の10%の農家および11%の小作地が、地主の小作権取上げによって生活不能に陥ったのである。この小作農のうち、あるものは夏の収穫後に追加納入するからと地主に歎願し、あるものはロバを売却して完納した。しかし地主の気炎は上がる一方で、公然と「小作料を6割納めなければ、小作人を取り代える」と表明した³⁸。この問題は、のちに小作農の側か代表を選んで米脂県の抗日救国会まで請願にいったが、その結果がどうであったかは不明である。

5. 結論

中共の農民革命とは、簡単にいえば、農村に依拠した中共が農民を革命に動員することに成功し、彼らの力に支えられて中国国民党から権力を奪ったということである。これが事実であれば、中共勝利の大きな要因は、農民に対する政策にあることになる。そして、そうした政策のひとつは、実施した土地改革であると考えらるべきであろう。

引用文献：

- 1、『毛沢東集』1～10巻（竹内実監修）、蒼蒼社、1970～72年（毛集I～Xとする）。
- 2、『毛沢東選集』第1～4巻、北京、外文出版社、1968年、第5巻、1977年（毛選I～Vとする）。
- 3、李新・彭明・孫思白・蔡尚思・陳旭麓主編『中国新民主主義革命時期通史』第四巻、北京、人民出版社、1982。
- 4、劉吉・張雲・朱金元編『中国共産党七十年』上海人民出版社、1991年。
- 5、劉少奇選集」北京、人民出版社、1980年。
- 6、劉少奇「關於土地改革問題的報告」中共中央党校党史教研室選編『中共党史參考資料』。
- 7、山本秀夫・野間清編『中国農村革命の展開』アジア經濟研究所、1972年。
- 8、『警区土地問題報告』、李合邦、1942年。
- 9、『与李合邦同志談話記錄』、西北局考察団、1942年。
- 10、『義和土地糾紛』、西北局考察団、1942年。
- 11、『義和三郷石堆山調查材料』、西北局考察団、1942年。
- 12、『義和三郷田家下山調查材料』、西北局考察団、1942年。
- 13、『延家川經濟材料』、青委調查団、1942年。
- 14、『党家溝社会調查材料』、青委調查団、1942年。

³⁸ 『印斗九保調查統計』、西北局考察団、1942年。

- 15、『警区歴史報告』、李鏡波、1942年。
- 16、『綏德農民土地問題』、西北局考察団、1942年。
- 17、『常彦丞十個租戸調査』、西北局考察団、1942年。
- 18、『1938年1939年綏德特委对辺区の報告』著者不詳、年分不詳。
- 19、『義和調査』、西北局考察団、1942年。
- 20、『印斗九保調査統計』、西北局考察団、1942年。
- 21、『印斗二保調査』、西北局考察団、1942年。
- 22、『双湖峪調査』、西北局考察団、1942年。
- 23、『沙灘坪調査』、婦委考察団、1942年
- 24、『印斗十一保一般情況』、西北局考察団、1942年。
- 25、『印斗全区一般情況』、同上。
- 26、『綏德双湖峪九郷二行政村調査』同上。
- 27、『綏德県之農民土地問題』、同上。
- 28、『義合後思家溝土地所有權之轉移』、同上。
- 29、『印斗九保土地問題座談会記録』、同上。
- 30、『双湖峪土地糾紛調査』、同上。
- 31、『双湖峪調査土地變動中の艾繩義』、同上。
- 32、『常友文伝』、同上。
- 33、『常彦丞伝』、同上。
- 34、『姜保斉伝』、同上。
- 35、『綏德研究会記録』、同上。
- 36、專員公署、清澗県政府、吳堡県政府の辺区政府あて報告書。
- 37、辺区高等法院の土地公文書。
- 38、『双湖峪、義合、印斗農戸家庭調査』、西北局考察団、1942年。
- 39、『義合各階級動態』、西北局考察団、1942年。